

北本市協働事業提案制度募集要項



市民主役のまちづくりを目指して！

北 本 市

も く じ

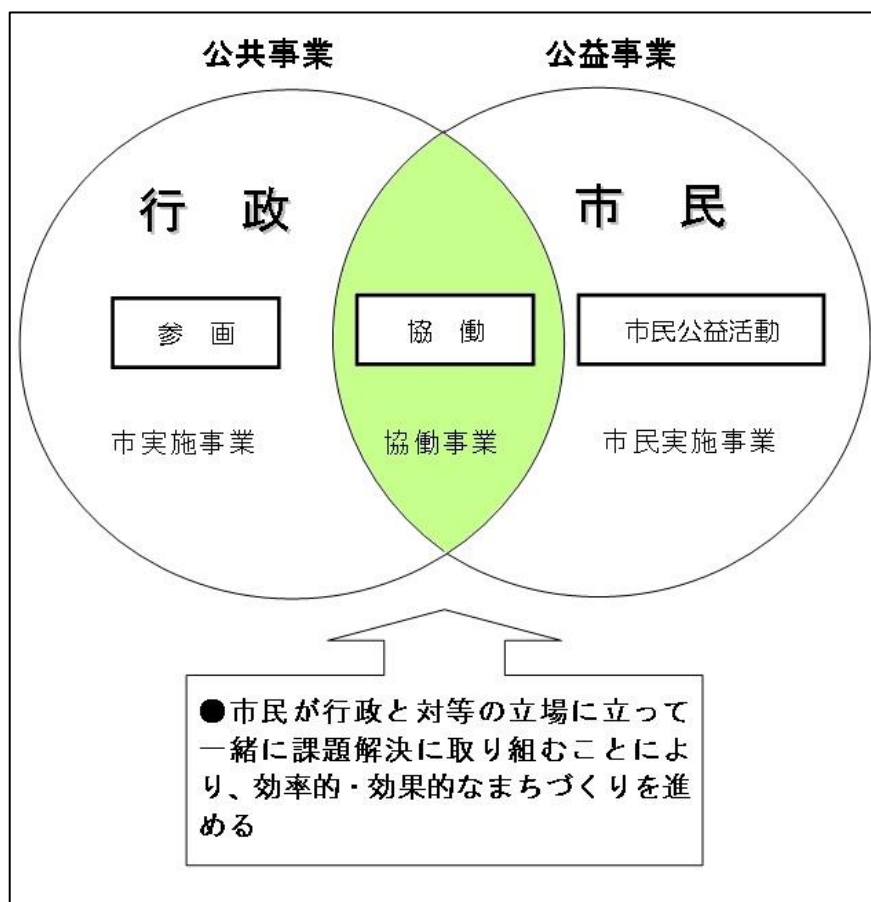
1	制度の目的	1
2	制度の概要	2
3	提案の手続	3
4	事業の流れ	8
資料 1	北本市協働推進条例	14
資料 2	北本市協働推進条例施行規則	17

1 制度の目的

少子高齢化の進展や社会環境の変化に伴い、市民ニーズがより多様化・複雑化し、従来の行政が提供する公共サービスだけでは地域課題へのきめ細やかな対応が困難な状況になってきました。

そこで、市では平成25年度から、その地域に暮らし、日頃から地域の課題を感じている市民や市民公益活動団体から、地域課題を解決する事業を提案していただき、市民と市が協働（対等の立場で共通の目標に向かって協力しあうこと）で事業を行うことにより、課題を解決する「北本市協働事業提案制度」を設けています。

これは、市民の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れることによって、公共サービスの更なる充実を図るものです。



行政が行う事業に市民がどのように関わるかを表した図

2 制度の概要

「北本市協働事業提案制度」は北本市協働推進条例第6条の規定に基づき実施するもので、市民と市が協働して地域課題を解決していく制度です。

具体的には、市民が日頃から感じている地域の課題及び課題の解決策を市に提案していただき、事業形態や双方の役割、責任及び費用負担を市と協議した上で協定を結び、市民と市が協働して事業を実施する制度です。

「北本市協働事業提案制度」には、以下のとおり2つの提案形態があります。

(1) 行政提案型協働事業

行政提案型協働事業は、行政事務の簡素化が見込める場合や、市民と協働で事業を行うことによって、市が単独で行うよりも事業効果が高くなることを見込める場合などに市が提案募集します。

(2) 市民提案型協働事業

市民提案型協働事業は、市民が日頃から感じている地域課題に対して、その課題を市と協働で解決するための事業提案を求めるものです。行政側からでは気づきにくい地域課題を、その地域に住んでいる市民の方々に指摘していただき、お互いの持つ特性を活かしつつ、協力して課題解決を目指します。



3 提案の手続

(1) 提案できる人・団体

協働事業を提案できる人・団体（以下「市民等」という。）は、次のとおりです。

ア 市民

市内在住、在勤、在学者及び市内に事務所又は事業所を有する事業者

イ コミュニティ活動団体

コミュニティ活動（一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。）を行う団体

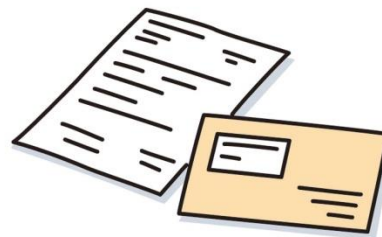
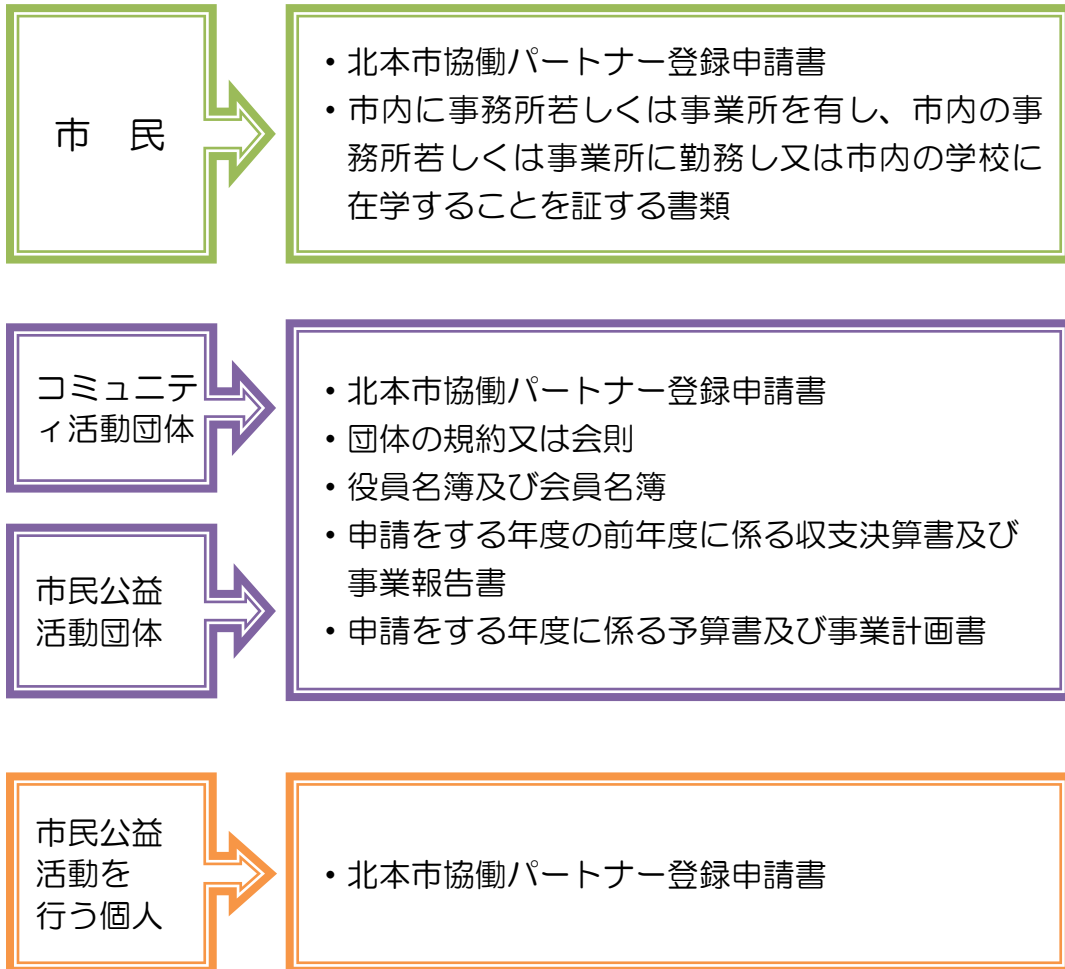
ウ 市民公益活動団体

市民公益活動（不特定かつ多数のものの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人

- (ア) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
- (イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (ロ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
- (ハ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (ニ) 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

(2) 協働パートナー登録

協働事業を提案しようとする市民等は、北本市協働推進条例第7条の規定に基づき、あらかじめ「協働パートナー」として登録する必要があります。提案よりも前に、もしくは提案と同時に下記の必要書類を市に提出してください。



登録

(3) 市民提案型協働事業対象事業

市民提案型協働事業は、自由なテーマで提案できますが、提案の対象となる事業は下記のすべてに該当する事業です。

- ア 事業を提案する協働パートナーの登録市民等と市長等が協働して取り組むことにより、北本市における地域課題又は社会的課題の解決を図ることができるもの。
- イ 具体的な効果及び成果が期待でき、市民サービスの向上を目指すもの。
- ウ 役割分担が明確かつ妥当であり、協働パートナーの登録市民等と市長等が協働で実施することにより相乗効果が期待できるもの。
- エ 予算の見積り等が適正であるもの。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ・市民公益活動事業の非該当事由である、(1)応募資格の(ア)から(オ)までに該当する活動にあたるもの
- ・特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・特定地区の住民の交流行事等親睦を主な目的とするもの
- ・学術的な研究事業にあたるもの
- ・公序良俗に反するもの

(3) 行政提案型協働事業対象事業

行政提案型協働事業対象事業については、「(8) 提出先」の窓口又はホームページで確認してください。



(5) 市の経費負担

市の経費負担の上限額は1事業あたり100万円までで、下記経費が対象となります。

経費名称	内 容
人件費	当該事業に係るスタッフの人件費
報償費	外部講師や専門家への謝礼金など
旅費	当該事業に係るスタッフなどへの交通費
消耗品費	当該事業に必要な事務用品など
印刷製本費	ポスター・チラシ等の印刷費
通信運搬費	当該事業に係る電話代や郵便代など
保険料	事業実施に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料及び事務機器借上料
その他	事業を実施するにあたり必要と認められるその他の経費

ただし、以下の経費は対象外です。

- 当該事業に係わりのないスタッフに対する人件費、交通費
- 事務所の賃借料や水道光熱費などの団体の運営に係る経常的な費用
- 飲食費全般（会議等の飲み物も含む）
- 単価が10万円以上する備品購入費
- 領収書がない等、支出した事実が確認できない経費
- その他当該事業との関係が認められない経費

(6) 提出書類

協働事業を提案する場合は、下記書類を市に提出してください。

- ア 北本市協働事業提案書
- イ その他参考となる資料

(7) 公表等

提案された事業は採択・不採択にかかわらず、団体名、事業名、提案内容を市ホームページなどで公表します。

なお、提出していただいた書類は返却せず、個人情報を除いて情報公開の対象となります。

(8) 提出先

提案方法及び提出先は以下のとおりです。

提案方法 必要書類を直接窓口へ提出（平日9時～17時）
提出先 北本市市民経済部くらし安全課市民協働担当
TEL 048-594-5571（直通）

協働パートナー登録申請書、協働事業提案書等はくらし安全課窓口で配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

4 事業の流れ

(1) 提案受付

提案できる事業は、北本市に関わる公益的な活動で、市民と市が協働で行うことによって相乗効果が期待できる事業です。

必要書類を揃え、市役所くらし安全課へ提出してください。

随時相談を受付けていますので、お気軽に「北本市協働事業提案書」の書き方など御相談ください。くらし安全課で提案に対する担当部署を決定し、その旨を提案者に通知します。

(2) 意見交換

提案者、担当課、くらし安全課の三者で意見交換を行います。

(3) 審査

北本市協働推進等庁内委員会において提案事業の審査を行います。審査の際には、提案者から事業内容等を説明していただきます。

なお、必要に応じて公開プレゼンテーションを行います。

審査項目

- ・ 事業内容が地域課題や社会的課題を的確に捉えているか（地域課題性）
- ・ 協働して事業を行うことにより、市民サービスの向上に繋がるか（事業効果）
- ・ 実際に事業を実施することが可能か（実現可能性）
- ・ 市と協働を行うことにより、相乗効果が見込めるか（協働で行う意義）
- ・ 予算の見積りが妥当か（予算見積り）
- ・ 提案者に提案された事業を遂行できる能力があるか（実施能力）
- ・ その他必要事項

(4) 採択の可否の通知

審査の結果については、「北本市協働事業採択・不採択決定通知書」により提案者に通知するとともに、ホームページへの掲載等により公開します。

(5) 協定の締結

協働事業の実施に当たり、提案者と市で協定を締結します。

協定締結後、内容に関して疑義が生じたときは、提案者と担当課で内容について再協議します。

協定に規定する項目

- 協定の期間
- 協働事業の目的
- 協働事業の内容
- 提案者の役割
- 担当課の役割
- 経費の負担
- その他必要事項

(6) 協働事業の実施

協定書に基づき、協働事業を実施します。協働事業実施中は、提案者と担当課は定期的に情報交換を行い、適切に事業を実施します。

(7) 実績報告

提案者は、協働事業が終了したときは、速やかに「北本市協働事業実績報告書」に必要な書類を添付していただき安全課に提出してください。

(8) 翌年度以降の事業の実施

提案者及び担当課は、双方の協議に基づき、翌年度以降も協働事業を継続することができます。翌年度以降の協働事業の実施については、担当課が予算計上や文書の処理等を行います。

北本市協働推進条例

平成 24 年 9 月 28 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等及び市長等の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定めることにより、住民自治の確立及び市民主役のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (2) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
- (3) コミュニティ活動団体 コミュニティ活動（一定の地域に居住する者が、当該地域の共通の利益のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動をいう。）を行う団体をいう。
- (4) 市民公益活動団体 市民公益活動（不特定かつ多数のもの利益その他社会全般の利益の増進に寄与することを目的とし、自主的かつ自発的に行う活動で、次に掲げる活動を除くものをいう。）を行う団体又は個人をいう。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれら

に反対することを目的とする活動

オ 暴力、脅迫その他法令に違反する行為により他人の法益又は公共の利益を害するおそれのある活動

(5) 市民等 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体をいう。

(6) 協働事業 市民等及び市長等が、対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する事業をいう。

(基本原則)

第3条 協働は、市民等及び市長等が、互いの特性を理解して行うものとする。

2 協働は、市民等及び市長等が、単独では成し得ない効果をあげることを目指して行うものとする。

3 協働は、市民等及び市長等の相互が、役割を分担し、及び応分の責任を明確にして行うものとする。

4 協働は、市民等及び市長等が、公正性及び透明性を確保して行うものとする。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民等が協働によるまちづくりに積極的に参加することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、協働に関し、職員の意識の高揚を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自らが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(協働事業の提案)

第6条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

(登録)

第7条 前条第2項の規定により協働事業を提案しようとする市民等は、あらかじめ、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、登録の可否を決定するとともに、当該申請をした市民等に通知しなければならない。

(協働事業の採択)

第8条 市長等は、第6条第2項の規定により協働事業が提案されたときは、当

該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る協働事業に携わる市民等に通知するとともに、次に掲げる事項（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

（協定の締結）

第9条 市民等及び市長等は、協働事業の実施に際しては、相互の役割、協働事業を実施する期間その他協働事業の実施に際し必要な事項について協定を締結しなければならない。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第10条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事業の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

（条例の見直し）

第11条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北本市協働推進条例施行規則

平成 24 年 10 月 5 日

規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市協働推進条例（平成 24 年条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、北本市協働パートナー登録申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の北本市協働パートナー登録申請書には、次の各号に掲げる申請をするものの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 市民（市内に住所を有する者を除く。） 市内に事務所若しくは事業所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学することを証する書類

(2) コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（市民公益活動を行う個人を除く。） 次に掲げる書類

ア 規約又は会則

イ 役員名簿及び会員名簿

ウ 申請をする年度の前年度に係る収支決算書及び事業報告書

エ 申請をする年度に係る予算書及び事業計画書

オ アからエまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する書類で、市長が必要と認めるもの

(登録決定通知)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、北本市協働パートナー登録可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(登録事項の変更)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の登録を受けた市民等（以下「登録市民等」という。）は、その登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、北本市協働パートナー登録事項変更届出書（様式第 3 号）に、当該変更の内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録市民等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき
は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 市民等に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の事実があるとき。
- (3) 登録市民等から申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、北本市協働パートナー
登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録を取り消された市民等
に通知するものとする。

（提案の方法）

第6条 条例第6条第2項の規定による提案は、次に掲げる書類を市長に提出す
ることにより行うものとする。

- (1) 北本市協働事業提案書（様式第5号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（採択の通知）

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、北本市協働事業採択・不採択決
定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 協働事業者は、当該協定に係る協働事業が終了したときは、北本市協働
事業実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなけれ
ばならない。

（協働事業の実施に係る公表）

第9条 条例第8条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下
「ホームページ」という。）への掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧に
よる方法により行うものとする。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第10条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和
37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その
他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔様式略〕

協働事業提案制度についてのご質問・ご相談は

北本市 暮らし安全課 市民協働担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL 048-594-5571 (直通)

FAX 048-592-5997

